

岡崎市 屋外広告物に関する申請は

ペーパーレスで簡単！

電子申請でコスト削減

電子申請はメリットがいっぱい

いつでも

24時間365日、時間を問わず申請が可能です。

どこでも

パソコン・スマホ・タブレットから申請可能です。

こんなメリットも

- ・ 許可までの期間が短縮されます。
- ・ 申請項目が簡略化されています。
- ・ 来庁・郵送に係る手間が大幅に削減されます。
- ・ ペーパーレス化により、印刷費用の節約ができます。
- ・ 許可証票（シール）を貼る必要がありません。（※）

※わが街ガイドへの許可情報掲載が必要です

申請可能な手続き

①屋外広告物許可申請（新規・更新・変更）

②簡易広告物許可申請（新規・更新）

岡崎市電子申請・届出システム

③屋外広告物除却届

管理者等設置等届

管理者等の氏名変更届

④特例屋外広告業届（新規・更新・変更）

<https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-okazaki-aichi-u/>

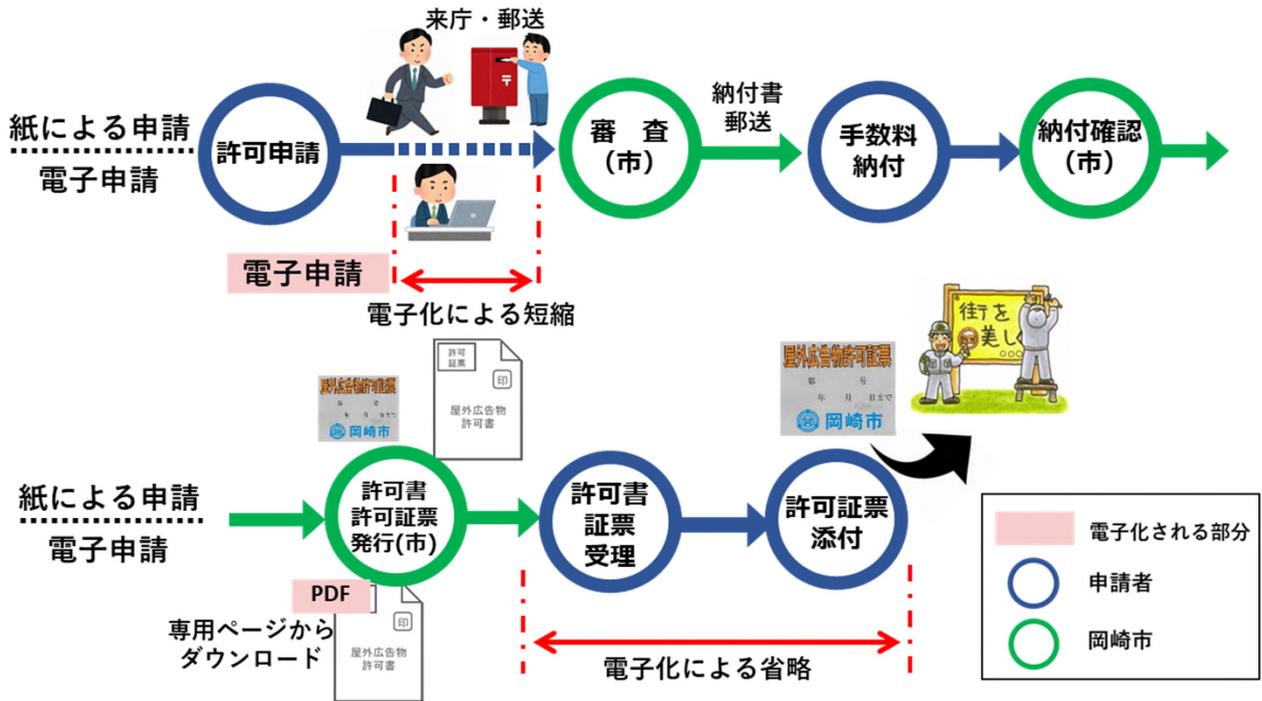


お問合せ先

岡崎市都市政策部まちづくり推進課 ☎0564-23-7252



許可申請手続きの流れ



許可申請手数料（主なもの）

区分	許可期間	単位	手数料
広告板 広告塔 アーチ広告 屋上広告板 屋上広告塔 壁面広告 突出広告 アーケード広告	ネオンサインその他電飾設備を有しないもの	1年以内	900円
		1年を超え3年以内	1,300円
	ネオンサインその他電飾設備を有するもの	1年以内	合計面積5㎡につき 1,200円
		1年を超え3年以内	1,900円
立看板、広告旗	3月以内	1枚につき	100円
広告幕（網）			400円

許可の期間は「1年以内、又は1年を超え3年以内」、「簡易な広告物については3月以内」となります。

屋外広告業の登録又は特例届出をしている業者に依頼をしてください

岡崎市内で屋外広告物を設置する際は、岡崎市へ登録申請または特例の届出をする必要があります。

安全点検について

屋外広告物は、適正な管理が行われないと、周辺の景観を損なうばかりでなく、落下や倒壊による危険や交通安全上の問題も発生します。条例を遵守し、専門知識を持った業者に点検を依頼するなど、適正に管理しましょう。

岡崎市 都市政策部 まちづくり推進課

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL : 0564-23-7252 FAX : 0564-23-7967

MAIL : machizukuri@city.okazaki.lg.jp